

第36回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年5月28日(木) 午後2時00分より

於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年5月28日(木) 14時00分
2. 閉会時間 令和2年5月28日(木) 14時38分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
8. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第6号議案 農地利用最適化推進委員の内定について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第36回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・委員、・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおり、4件4筆3,060平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ1番に記載のとおりで、畑1筆335平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、15,296平方メートルで、農機具は、耕運機1台、草刈機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で15年の農作業歴があります。

カボチャ・ハゼノキを作付しており、通作距離は自宅の隣地ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番と関連がありますので、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を一括して上程します。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番及び3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ2番及び3番に記載のとおりで、合計 田 3筆 2,071平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、16,460平方メートルで、農機具は、耕運機1台、田植機2台、コンバイン1台、トラクター2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番及び3番について報告します。

譲受人は、農家で50年の農作業歴があります。

息子夫婦と3人で農業を営んでおり、水稻・人参・カボチャを作付し、通作距離は自宅から200メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番及び3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ4番に記載のとおりで、畑 1筆 214平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、15,938.14平方メートルで、農機具は、ユンボ1台、耕運機1台、

乾燥機1台、草刈機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。
4番の譲受人は、兼業農家で49年の農作業暦があります。
妻と2人で農業を営んでおり、サツマイモ・馬鈴薯・里芋・高菜を作付し、通作距離は自宅から300メートルということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ5番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 214平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,430.05平方メートルで、農機具は、管理機1台、動力噴霧器1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で68年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻・馬鈴薯・ほうれん草・白菜を作付し、通作距離は自宅から5メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。

申請人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、畑 3筆 1, 264平方メートルについて、．．．．年・月・．．日付け長崎県指令．．島振第．．．．号で、貸家用地として転用の許可を得ていましたが、計画が中止となったため、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地 231平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は農振地域内の農用地外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は譲渡人の農地、南側は道路、東側は農地となっております。

現状のまま利用し、ブロックを設け、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ2番に記載のとおりで、申請地 351平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。現状のまま利用し、雨水は溜桝を經由して水路へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水

路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ3番に記載のとおりで、申請地331平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅兼理容室を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は．．．．．の一角にあり、北側は道路、東側は転用申請地、南側は宅地、西側は里道を

挟んで農地となっております。

現状のまま利用しブロックを設け、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集4ページ4番に記載のとおりで、申請地248平方メートルを借り受け、従業員及び来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は道路、東側は、里道を挟んで宅地、南側は宅地、西側は転用申請地となっております。

現状のまま利用しブロックを設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和9年月日不詳頃から隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地及び農地、南側は宅地、西側は申出人の宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集5ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和46年月日不詳頃から住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は申出人の農地となっております。

現地を見ますと、住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・委員の退場を求めます。

(・・・委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	7件	11筆	9,829.00	m ²
耕作権の再設定	11件	30筆	23,287.00	m ²
合計	18件	41筆	33,116.00	m ² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページに記載のとおりで、1件 4筆 4,667 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

第5号議案は承認することに決定いたしましたので、報告します。
次の議案に入る前に、農地利用最適化推進委員の退場を求めます。

(農地利用最適化推進委員 退場)

議長

第6号議案、農地利用最適化推進委員の内定を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地利用最適化推進委員の内定について説明いたします。

現推進委員の任期は7月19日までとなっており、実行組合をはじめ、広報しまばらやホームページ等で次期推進委員の推薦の依頼及び応募の募集を行ったところです。

推薦・応募状況についてですが、別添②農地利用最適化推進委員候補者一覧表をご覧ください。定数19人に対し推薦19人、応募1人の計20人となっています。白山・霊丘・森岳地区が推薦2人応募1人の3人となっており、定数2人に対し1人多くなっています。他の地区は定数と同じ人数の推薦がっております。

新しい推進委員の内定は現農業委員会で行い、委嘱は次期農業委員会で行います。

議長

只今、説明があったとおり、推進委員候補者の審議を皆さんにさせていただくこととなりますので、その方法について、事務局に資料を配布させ、説明を求めます。

(資料配布)

事務局

推進委員の内定方法について説明します。

別添③推進委員の内定についての1枚目と2枚目、(1)島原市農地利用最適化推進委員候補者一覧表【白山・霊丘・森岳地区以外】をご覧ください。

推薦を受けた者の情報欄に、候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況を記載しております。また、その右側に推薦者の氏名、職業、推薦の理由を記載しております。

それぞれの候補者は、各地区の農事実行組合からの推薦であり、経歴、農業経営の状況においても推進委員に適任と判断しても差し支えないものと考えております。

次に、3枚目の(2)島原市農地利用最適化推進委員候補者一覧表【白山・霊丘・森岳地区】をご覧ください。

定数より候補者が1人多いため、3人の候補者について協議していただきたいと思っております。

評価の方法について説明します。

推薦を受けた方の評価については、農業に関する知識・経験・・・点、農地利用の最適化の推進・・・点、農地に関する情報・・・点、地域農業者との協調性・・・点、農業委員会業務の適正執行・・・点、認定農業者の有無・・・点の計・・・点で評価したいと考えております。

次に、応募された方の評価につきましては、農業に関する知識・経験・・・点、農業委員会業務の適正執行・・・点、客観的な判断・・・点の計・・・点で評価したいと考えております。

それでは、候補者の評価点について、説明します。

始めに、**・番**・・・さんです。

農業に関する知識・経験については、農業従事年数が20年以上あるため、・・・点となります。

農地利用の最適化の推進については、農地利用最適化推進委員として農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいることから・・・点となります。

農地に関する情報については、農地利用最適化推進委員であり、実行組合長もされ、農業従事年数が3年以上あるため・・・点となります。

地域農業者との協調性については、実行組合からの推薦であり、また、農地利用最適化推進委員、実行組合長もされているため・・・点となります。

農業委員会業務の適正執行については、農地利用最適化推進委員であるので、・・・点となります。

認定農業者等については、認定農業者ではないため・・・点です。

合計の評価点は・・・点となります。

次に・番　・・・・です。

農業に関する知識・経験については、農業従事年数が20年以上あるため、・・点となります。

農地利用の最適化の推進については、人・農地プランで担い手と位置付けられており、認定農業者会の役員、農用地利用集積の経験もあるため、・・点となります。

農地に関する情報については、実行組合長、共済組合共済部長、農業従事年数も3年以上あるため・・点となります。

地域農業者との協調性については、実行組合からの推薦であり、実行組合長、共済組合共済部長もされているので、・・点となります。

農業委員会業務の適正執行については、農業委員会の知識は乏しいが適正な執行はできるで、・・点としております。

認定農業者等については、認定農業者であるため・・点です。

合計の評価点は・・点となります。

次に・番　・・・・さんです。

農業に関する知識・経験については、過去に水田復旧事業に携わった経験はあるとのことですが、農業経営はされてなく、また、農用地の集積等についての状況判断等は難しいこともあり、・・点としております。

農業委員会業務の適正執行については、農業経営はされていないので、農業委員会業務の知識は乏しいが適正な執行はできるとの判断で・・点としました。

客観的な判断につきましては、過去に県職員として水田復旧事業に携わった経験等を考慮し、・・点としました。

合計の評価点は・・点となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、定数と推薦が同数の地区については、(1)島原市農地利用最適化推進委員候補者一覧表【白山・霊丘・森岳地区以外】のとおり内定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

次に、白山・霊丘・森岳地区については、(2)島原市農地利用最適化推進委員候補者一覧表【白山・霊丘・森岳地区】の評価点数に基づき・番　・・・・さん、・番　・・・・さんの2人に内定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地利用最適化推進委員候補者の内定については、・番の候補者を除いた19人を内定することとし、改選後の農業委員会へ内定報告をすることに決定します。

農地利用最適化推進委員の入場を求めます。

(農地利用最適化推進委員 入場)

議長

以上で、第36回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第36回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時38分